

草加市原油・原材料等価格高騰対策緊急支援金事業実施要領

1. 目的

本支援金は、コロナ禍における原油・原材料等価格の高騰を受け、コストアップによる収益性の低下が認められる市内中小企業等（以下「事業者」という。）に対し、緊急支援金を給付することにより、事業継続を支援することを目的とする。

2. 給付対象者

支援金の給付対象者は、次に掲げるいずれの要件にも該当する事業者とする。

- (1) 草加市内に本社または主たる事業所等を有する事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号及び第5項に規定する者をいう。）であること
- (2) 現に、原油・原材料等価格高騰の影響を受け、円滑な価格転嫁が進まない等の理由から、売上原価率等の上昇がみられること
- (3) 市税等（市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税）の滞納がないこと（納税猶予されている場合は滞納がないものとみなす）
- (4) 同様の目的を有する草加市の他の補助事業の対象ではないこと
- (5) 次項に定めるいずれかの給付区分の条件に該当すること

3. 支援金の給付区分

次に掲げるいずれかの給付区分により、支援金を給付する。

(1) 輸送用燃料費【主に、運輸業を想定】

令和4年1月から同年9月までの任意の3か月の業務上使用する車両のガソリン・軽油等の消費量が、合計3,333リットルを超える事業者

(2) 原材料費・燃料費・水道光熱費（以下、「対象経費」と言う。）【主に、運輸業以外の業種を想定】

令和4年1月から同年9月までの任意の3か月の対象経費（具体的には、原材料費、梱包・包装費、電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費等）の合計が、前年同期間又は平成31年1月以降でコロナ禍における原油・原材料等の価格高騰の影響が顕著でない時期における任意の3か月の同月と比較し、20%以上増加している事業者

4. 給付額

次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。なお、1事業者当たり最低限度額10万円から最高限度額100万円の範囲で給付するものとし、給付額が10万円に満たないものは給付対象外とする。

(1) 前項第1号の区分（輸送用燃料費）に該当する事業者

任意の3か月の燃料消費量に、1リットル当たりの上昇額30円を乗じた額（1万円未満切捨て。）

(2) 前項第2号の区分（対象経費）に該当する事業者

任意の3か月の対象経費の上昇分相当額（1万円未満切捨て。）

5. 給付を受けようとする事業者の募集方法

次の方法で広く給付を受けようとする事業者を募集する。

- (1) ホームページ（商工会議所、草加市）を活用した募集
- (2) 広報紙（商工会議所、草加市）を活用した募集
- (3) その他必要と認められる募集方法

6. 支援金の給付申請等

第3項第1号又は同項第2号に該当する者で、支援金の給付を受けようとする事業者は、草加市原油・原材料等価格高騰対策緊急支援金給付申請書兼誓約書並びに請求書（第1号様式）に第7項に定める必要書類を添付して草加商工会議所に提出しなければならない。

7. 申請に係る必要書類

申請に係る必要書類は次のとおりとする。

- (1) 区分共通の必要書類
 - ア 過去3期分の確定申告書の控え
 - イ 令和4年1月以降の任意の3か月の売上高の分かる書類（帳簿等）
 - ウ 平成31年1月から令和3年12月のうち同月3か月の売上高の分かる書類（帳簿等）
 - エ 市税等の納税証明書（納税猶予中の場合は納税猶予がわかる書類）
 - オ 振込先口座の情報がわかる通帳の写し等
- (2) 第3項第1号区分（輸送用燃料費）に該当する事業者の必要書類
 - ア (1) イで示した同月3か月の燃料の使用量及び費用の分かる書類（帳簿等）
 - イ その他必要と認められる書類
- (3) 第3項第2号区分（対象経費）に該当する事業者の必要書類
 - ア (1) イで示した同月3か月の原材料費・燃料費・水道光熱費が分かる書類（帳簿等）
 - イ (1) ウで示した同月3か月の原材料費・燃料費・水道光熱費が分かる書類（帳簿等）
 - ウ その他必要と認められる書類

8. 受付期間

令和4年9月12日から令和4年12月28日まで随時受付とする。

9. 支援金の給付決定

草加商工会議所は、提出された申請内容を審査し、草加市原油・原材料等価格高騰対策緊急支援金給付決定・否決定通知書（第2号様式）により、その可否を通知するものとする（当該通知は、電磁的記録によることができる。）。

10. 支援金の支払

草加商工会議所は、前項の規定により支援金の給付決定後、速やかに申請者の指定口座に支援金を振り込むものとする。

1 1．給付を受けた事業者の責務

給付を受けた事業者は、給付を受けた後、当該事業の継続をするよう最大限努める責務を負うものとする。なお、定められた責務に違反またはその他不正等が認められた場合には、一時支援金の給付を受けた事業者に対し、支援金の返還請求その他の措置をとるものとする。

1 2．運営及び問合せ先

草加商工会議所

電話 048-928-8111